

「第74回あゆまつり」出店に関する遵守事項

1 趣旨

安心して楽しめる花火大会を実現させるため、安全かつ円滑な運営を目指す。

2 露店商出店申請の手続き

- (1) 出店に当たっては、事務局へ「出店に係る誓約書」(以下「誓約書」という。)を提出すること。
- (2) 誓約書は、「暴力団排除に関する届け出」を兼ね、これをもって熊本県警察に照会を行う。
- (3) 公募分の出店場所内の配置については、出店者説明会の中で、決定する。
- (4) 販売面積については、幅3.5m×奥行き1.8mを基本とする。

3 出店にあたって守るべき事項

- (1) お客様が安心して楽しめる露店であること。
- (2) 暴力団等の構成員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律《平成3年法律第77号》第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団等関係者でないこと。
- (3) 暴力団等又は暴力団等関係者と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等の威力又は暴力団等関係者を利用しないこと。
- (5) 食品の販売又は簡単な調理を行う場合、事前に保健所に問い合わせるとともに、必要に応じて「営業許可申請書」を提出すること。各出店者は、保健所の「許可証」を、店舗の見えやすい場所に掲示すること。
- (6) 火気の使用
 - ①消火器の用意
火気を使用する店舗ごとに使用期限内の消火器を備えること。
 - ②火気等を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。
 - ア 対象火気器具等の近くには、可燃性の物品を置かないこと。
 - イ 対象火気器具等は、安定した不燃性の床、台又は板(金属製のものを除く。)の上で使用する。
 - ウ 対象火気器具等の取扱説明書をよく読み、取扱説明書の記載内容に基づき使用すること。
 - ③液化石油ガス(以下「LPガス」という。)を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。
 - ア LPガスボンベ(以下「ボンベ」という。)は、直射日光及び火気等の近くを避け、常に摂氏40度以下に保つようにすること。
 - イ ボンベは、絶対に横置きにしないこと。
 - ウ ボンベは、倒れないよう固定し、人がみだりに近づかない安全な場所に置くこと。
 - エ ボンベは、必要最小限の本数のみを準備するものとし、1本当たりの容量は50キログラム未満とすること。
 - オ LPガスを使用する器具及びゴム製のホースは、LPガス専用のものを使用し、屋外のホースは、保護措置をとること。
 - カ ゴム製のホースは、ガス漏れがないか点検し、古くなったもの及びひび割れのあるものは使用しないこと。

- キ ゴム製のホースは、適正な長さで取り付け、ゴム製のホースと対象火気器具等の取付部分は、ホースバンドその他これに類するもので締め付けること。
- ク ゴム製のホースは、2本以上継ぎ足して接続しないこと。
- ケ 1本のボンベから2以上の機器に分岐してLPガスを供給しないこと。ただし、分岐したものごとに開閉弁を設ける場合はこの限りでない。
- コ LPガスは、空気より重いため、屋外であってもガス漏れには十分注意すること。

④まき、炭等を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- ア 器具の使用（使用していない場合で火種が残っている場合を含む。）は、火気付近を常に整理整頓し、みだりにそばを離れないこと。
- イ 器具の使用終了後の残火及び取灰の後始末は完全に行い、取灰などをみだりに捨てないこと。

⑤電気器具を使用する露店等は、次に掲げる事項を厳守するものとする。

- ア たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守ること。
- イ コンセントの接続部分及び電気配線に、照明器具等の荷重が掛からないようにすること。
- ウ 電気器具、コンセント等を雨水等の水が掛かるおそれのある場所に設ける場合は、防水性能を有するものを使用すること。

(7) 名義貸等の禁止

出店許可書は、申請者本人に対する許可であるので、名義貸し、許可書の転貸等については、これを禁止する。また、違反者については、以後の出店を許可しないものとする。

(8) 清掃等

- ①出店場所については、出店者が清掃すること。
- ②油を使用する場合は、防災シート等により地面の養生を行うこと。
- ③廃棄物については、持ち帰ることとし、持ち帰りが困難な場合は業者に処分を依頼すること。
- ④出店者の汚損対応を事務局が行った場合、出店者は必要経費を負担すること。

(9) 食中毒や事故等が発生しないように十分に注意すること。食中毒や事故等による他者への損害については、出店者自らの責任と費用をもって対応すること。

(10) 未成年に対してアルコールの販売を行わないこと。

(11) 店頭に価格表示をわかりやすく行うこと。販売価格は、原材料、通常価格を考慮して、消費者が購入しやすい価格とすること。

(12) 出店商品等の管理、保護については出店者各自が責任を負うものとし、盗難、紛失、火災、損傷、事故、災害などに対して、事務局はその損害を補償しない。

(13) あゆまつり実行委員会、上益城消防署、熊本県警察、御船保健所により、申請書どおりの営業となっているかの確認及び適正な火気及び危険物の使用確認、指導を行う場合これに従うこと。

(14) あゆまつり実行委員会は、この事項に違反する出店者及びあゆまつり実行委員会、上益城消防署、熊本県警察、御船保健所の注意、指導に従わない出店者に対して出店許可の取消、撤去等必要な措置をとることができこれに従うこと。違反した場合次回以降の出店を認めないことに同意すること。

(15) 店舗の設営・営業及び商品搬入・搬出時間は次の時間を遵守すること

設営・搬入 9:00～10:00

営業時間 10:00～21:00

清掃・搬出 21:00～21:30

4 その他

- (1) この遵守事項に定めのない事項については、事務局及び関係者が協議のうえ決定するものとする。
- (2) 出店について、いかなる理由であっても事務局は営業に関する補償を一切行わない。また、営業物品その他の買取等も一切行わない。